目　次

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
　１　いじめの防止等に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　　（１）いじめに対する基本認識
　　（２）学校及び学校の職員の責務
　２　いじめ防止等の対策のための組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　３　いじめの未然防止の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（１）いじめを許さない雰囲気づくり
　　（２）わかる授業づくりの推進
　　（３）自己有用感や自己肯定感の涵養
　　（４）生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定
　４　いじめの早期発見のための取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（１）アンケート調査や教育相談の実施
　　（２）教師と生徒の信頼関係の構築
　　（３）家庭や地域との連携
　　（４）教職員間の情報共有
　５　いじめへの対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　　（１）組織的な指導体制の確立
　　（２）関係機関との連携
　　（３）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
　１　いじめの防止等のために実施する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　　（１）いじめ問題対策チームの設置（常設）
　　　①　目的
　　　②　構成
　　　③　役割
　　　④　校内体制
　　（２）いじめの防止等の具体的な取組
　　　①　授業改善に関わる取組
　　　②　道徳教育や人権教育等の充実
　　　③　自己有用感や自己肯定感を育む取組
　　　④　生徒会の取組
　　　⑤　情報モラル教育の充実
　　　⑥　アンケートや教育相談
　　　⑦　校内研修の実施
　　　⑧　家庭や地域との連携
　　　⑨　年間指導計画表

（３）いじめの早期発見に関する留意事項
①　学校で分かるいじめ発見のポイント
②　家庭で分かるいじめ発見のポイント
（４）いじめへの対処に関する留意事項
①　いじめを受けている生徒への対応
②　いじめを行っている生徒への対応
③　いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応
④　いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応
⑤　周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応
⑥　いじめが「解消している」状態を判断するための要件

２　いじめの防止等の対策のための組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（１）重大事態の発生と報告
①　重大事態の意味
②　重大事態の報告
（２）重大事態の調査
（３）調査結果の提供及び報告
①　いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
②　調査結果の報告

第３　その他いじめの防止等のための取組に関する事項
１　学校いじめ防止基本方針の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
２　主な相談機関の案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

【参考資料】　輪島市いじめ防止対策推進条例　（平成 28 年 3 月 22 日条例第 6 号）
・・・　１９